EAP サービス規約

2024年12月21日施行

本規約は、運営者が、契約者及びその従業員等に対して、EAP サービス(以下、「本サービス」という)を提供するにあたり、本サービスに関する規定を定めます。

【用語の定義】

- 1. 運営者 一般社団法人目白心理総合研究所
- 2. 契約者 運営者との間で EAP サービス契約を締結した企業・団体等
- 3. 従業員等 契約者である企業・団体等に所属する従業員及びその家族(二親等以内)
- 4. 利用者 3項のうち、本サービスを利用する者
- 5. 本サービス 運営者が提供する EAP サービス

第1条(目的)

- 1. 本規約は、契約者の従業員等の心身の健康を保持・増進し、生産性を向上するための支援を行う本サービスを円滑に提供すること、及び契約者、運営者双方の従業員等に対する権利侵害等のリスクを抑制することを目的とします。
- 2. 本規約は、前項の趣旨を踏まえ、本サービスの利用に必要な事項を定め、これに同意した契約者、 及びその従業員等に対してのみ本サービスを提供するものとします。本規約に同意しない場合、当 研究所は本サービスを提供する義務を負わないものとします。
- 3. 本規約の内容は、サービス内容の変更等に応じて改定される場合があるものとします。改定後は 文書で通知、ないしはホームページ等で公表され、本サービスの利用をもって改定に同意したもの とみなします。

第2条(サービスの利用者)

- 1. 本サービスは、契約者、及びその従業員及びその家族(二親等以内)が利用できます。
- 2. 利用に際しては、別途定める方法で事前予約が必要です。

第3条(サービスの内容)

- 1. 本サービスは、従業員等の心の健康を増進し、契約者の組織内の心理的な問題解決等を支援するものとします。本サービスが必ずしも全ての利用者の心理的な問題が解決されることを保証するものではないことを理解のうえ、本サービスを利用ください。
- 2. 本サービスは、医療行為とは異なります。医療行為に該当する診断、治療行為等は一切行いません。
- 3. 個々のサービス内容は、契約者と締結する契約書に添付するサービス仕様書によるものとします。

第4条(守秘義務)

1. 本サービスでは、守秘義務を厳守します。利用者の氏名・相談内容は以下の場合を除き開示しません。

- (1) 利用者本人の同意が得られた場合
- (2) 利用者本人が、本人及び他者に危害を加える恐れがあると当研究所が判断した場合
- (3) 裁判所の命令、法律上の規定により情報開示が求められた場合
- 2. 契約企業等から、相談者等に関する情報開示を求められた場合でも、前項1号、2号に該当する場合以外はお断りします。
- 3. 前項において、契約企業等に開示された情報であっても、契約企業内で当該情報を知り得る者は 利用者本人が同意し、事前に当研究所との協議により合意された必要最小限の範囲に限るもの とします。
- 4. 契約企業等に対しては、定期報告等にて個人が特定されない範囲で統計データ、相談状況等を報告します。

第5条(禁止事項)

- 1. 利用者が以下に該当する行為を行うことを禁止します。
 - (1) 法令、本規約に違反する行為
 - (2) 本サービスの内容、サービス提供時の音声・画像・映像等を当研究所に無断で複写・録音・ 撮影・録画等記録する行為
 - (3) 当研究所及びその従業員等に対する暴言、脅迫、ハラスメントなどのサービスの提供・運営を妨げる行為
 - (4) 当研究所及びその従業員等に対し、経済的・精神的損害、不利益、迷惑を与える行為
 - (5) 当研究所の従業員等に対し、本サービスの提供と無関係の関係を求める行為
 - (6) その他、当研究所及びその従業員等の権利を侵害する行為
- 2. 利用者が前項に該当する行為を行った場合、本サービスのその後の利用は中止します。これにより当研究所及びその従業員等に費用・損害等が発生した場合、費用負担、損害賠償を請求する場合があります。

第6条(免責事項)

- 1. 本サービスは、EAP 専門家が行うものですが、必ずしも相談者等の問題解決を保証するものではありません。問題が解決しない場合であっても、利用料金等の返金はいたしかねます。
- 2. 本サービスの提供に際して、万一事故、損害が発生した場合、当研究所は損害賠償を含む法的責任を一切負わないものとします。
- 3. 本サービスの利用に関して問題が生じた場合には、双方誠意をもって話し合い、解決を図るものとします。

第7条(紛争解決)

- 1. 本サービスに関して生じる一切の紛争については、双方協議のうえ、誠意をもって解決を図るものとします。
- 2. 協議により解決しない場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

改訂履歷

2024年12月21日 初版発行